



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第82号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料
の額の一部改正

2

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第1号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

出産に係る経費の項中「48,000円」を「59,000円」に改める。

妊婦健康診査の項を次のように改める。

妊婦健康診査

妊娠12週前後の場合 1回につき 25,020円

妊娠16週、26週、30週、36週又は39週前後の場合 1回につき 3,750円

妊娠14週、24週又は32週前後の場合 1回につき 5,750円

妊娠37週前後の場合 1回につき 7,460円

妊娠20週又は38週前後の場合 1回につき 8,530円

妊娠28週前後の場合 1回につき 9,300円

妊娠34週前後の場合 1回につき 12,130円

妊婦に対する水痘・帯状疱疹ヘルペス抗体検査（E I A法）の項中「2,230円」を「2,190円」に改める。

特別病室使用料の項中「特別病室使用料」を「特別室使用料」に、「個室A」を「特別室C」に、

「個室B 1日につき 5,400円」を「特別室D 1日につき 5,400円」に改める。

個室C 1日につき 4,320円」

おむつ使用料の項中「183円」を「158円」に、「46円」を「33円」に、「24円」を「18円」に、「、22円」を「、17円」に、「41円」を「21円」に、「622円」を「467円」に、「88円」を「73円」に、「17円」を「13円」に改める。

非紹介患者初診時加算料の項中「3,240円」を「5,000円（口腔外科の初診の場合は、3,000円）」に改め、「受給対象者」の次に「並びに労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者その他中央病院が特に必要と認めた患者」を加える。

再診時選定療養費の項中「454円」を「2,500円（口腔外科の再診の場合は、1,500円）」に改め、「ただし、」の次に「救急患者及び」を、「受給対象者」の次に「並びに労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者その他中央病院が特に必要と認めた患者」を加える。